

＝私たちの活動 4つの柱＝
＊制度化と指導員の身分保障
＊専門性と仕事の確立
＊父母と共に学童保育運動の発展
＊全国の指導員との団結と連帯

建交労全国学童保育部会

ニュース学童保育

2020. 4. 23.
NO. 57 (臨時号)
全日本建設交運一般労働組合
全国学童保育部会 発行
編集：事務局

わたしたちは ONE TEAM

この経験が、うちかつかに

休校、学童保育所の開所から1カ月と1週間がたちました。軽症者すら1人も出さずにみんなで頑張ってきました。

この経験が未知のウイルスにうちかつかになっていることを信じます。学校の再開を強く希望します。

札幌市のA児童会館では、学校のグラウンドでボール遊びをしていると、校舎の2階の職員室から先生方が見てくださっている姿に、子どもたちが気付きました。「先生～、おりてきて～」先生、遊ぼうよ～」とねだる子どもたち。これに伝えて一緒に遊んでくれる先生方。みんな笑っています。「子どもの幸せ」「免疫力」そんな言葉をかみしめながら過ごしています。

札幌学童保育支部委員長 原 仁志



札幌の仲間たち：写真は、2016年



群馬の仲間たち：
写真は、今年の全国研究会

もう、がんばれない、 と思うことも

全国の皆さま、毎日お疲れ様です。

群馬も3月4日から一斉休校の地域が多く、そのまま春休みになり新1年生を迎え、「あと〇日！あと〇日がんばれば！」と指導員同士で励まし合いながら迎えた新学期でした。

しかし再度の一斉休校。「もうがんばれない」と考えたこともありましたが、それでも指導員はみんながんばっているんだと、仲間に支えられて今日も働いています。

この状況をみんなで乗り越えてやりましょうね。

学童保育の指導員はこんなことで負けるような奴はいないと、こんな時こそ強い！と思っています。一緒に頑張りましょう。

群馬学童保育支部委員長 一ノ瀬 香緒理

学童保育所の休業（閉所）や勤務調整の場合は、賃金補償を求めよう

学童保育所が閉所になった場合、「使用者の責に帰すべき事由」になります（民法536条2項）。そうした際には、賃金の全額支払いを求めていきましょう。非正規の方も同様に取り扱わなければなりません。

また、子どもの出席人数が減って、勤務シフトが減ったというケース（特に非正規の方）はないでしょうか？
こうした場合も、単純に休みではなく、本来組まれていた勤務シフトに基づいて、全額支払うよう求めていきましょう。

すこし注意が必要なのは、労働基準法や労働基準監督署では、休業手当として60%分までしか指導権限がないということです。また、60%の算出は、前3か月の平均賃金を暦日で割った金額で計算されます。したがって、毎月勤務日数がフルに入らない非正規の方の休業手当は極端に少なくなってしまいます。